

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2 氏名 南三陸町長 佐藤 仁 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館75-1 外9筆
	2 開発区域の面積	24,340.98平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	未定
	5 工事着手予定年月日	平成26年 3月 1日
	6 工事完了予定年月日	平成29年12月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

別紙

予定建築物の用途について

- 1 住宅
- 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3に規定するもの
- 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第3号から第6号まで、第8号及び第9号に規定するもの
- 4 災害公営住宅
- 5 地区集会所
- 6 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く）

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館75-1 外9筆								
設計の方針	本町は、東北地方太平洋沖地震の津波により被災した。このため、南三陸町震災復興計画に基づき、住民意向を反映した高台地区に住宅用地開発整備を行う。								
地域地区等	イ 市街化区域 ⊕ 非線引き都市計画区域 ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	ロ 市街化調整区域 ニ 準都市計画区域	用途地域等		-				
	宅地造成工事規制区域	内	⊖	その他					
工区分	工区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	—	—	—	—	/			
	面積	— m ²	— m ²	— m ²	— m ²			m ²	
開発区域の別	地目	宅地	農地	山林	法定外公共物	その他	計		
	面積	m ² 0	m ² 23,052.82	m ² 496.95	m ² 20.40	m ² 770.81	m ² 24,340.98		
	割合	% -	% 94.71	% 2.04	% 0.08	% 3.17	% 100.00		
土地所有者の現状別	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面積	m ² 791.21	m ² 16,148.33	m ² 7,401.44	m ²	m ² 24,340.98			
	割合	% 3.25	% 66.34	% 30.41	% —	% 100.00			
土地利用計画	区分	宅地用地			公共施設用地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道路	公園	その他		
	面積	m ² 11,334.70	m ² 524.19	m ² —	m ² 3,418.60	m ² 4,292.19	m ² —	m ² 4,771.30	m ² 24,340.98
割合	% 46.57	% 2.15	% —	% 14.05	% 17.63	% —	% 19.60	% 100.00	
区画設定計画	区画数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	区画 戸建：24 集合：1 集会所：1	m ² 戸建：331.2 集合：3,423.0 集会所：524.2		m ² 戸建：328.7 集合：3,423.0 集会所：524.2			m ² 戸建：329.7 集合：3,423.0 集会所：524.2		
上水道施設	⓪ 公営水道 Ⓛ 簡易水道 ハ 専用水道 ニ その他	消 防 水 利 施 設	イ 消火栓 Ⓣ 貯水槽 ハ その他	計画戸数	戸建	共同	計		
					24	30	54		
				計画人口	145人	人口密度	60 人/ha		

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。

2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
区画道路	西-西 1	6.0m	105.7m	623.07 m ²	南三陸町	有	
	西-西 2	6.0m	405.7m	2,438.73 m ²			
	西-西 3	6.0m	61.3m	356.80 m ²			
道路計		6.0m	572.7m	3,418.60 m ²			
緑地	①			440.88 m ²	南三陸町	有	
	②			887.64 m ²			
	③			26.76 m ²			
	④			35.95 m ²			
	⑤			1,637.30 m ²			
	⑥			1,263.66 m ²			
公園等計				4,292.19 m ²			
消防水利施設	防火水槽			1 箇所	南三陸町	集合住宅を占有	
排水路	水路 A 嵩上げ	U- 600*700	36.4m		南三陸町	道路用地を占有	
	水路 B	U- 600*800	201.1m		南三陸町	〃	
	水路 F	HP φ 1000	267.6m		南三陸町	〃	
	水路 G	HP φ 1000	96.9m		南三陸町	〃	
給水施設 (配水管)	HPPE	φ 75	607.3m	(地区外)	南三陸町	道路を占有	
〃 (配水管)	HPPE	φ 50	550.1m		南三陸町	道路を占有	
〃 (給水管)	HPPE	φ 20	98.0m	25 箇所	南三陸町	道路を占有	
〃 (給水管)	HPPE	φ 50	20.0m	1 箇所	南三陸町	道路を占有	
〃 (ポンプ)	単独交互運転	0.75KW×2	(地区外)	1 箇所	南三陸町	道路を占有	

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要 (建設時期等)
ごみステーションA	4.00m ² (2.0m×2.0m) ×2箇所	南三陸町	緑地①、緑地⑤を それぞれ1箇所ずつ占有
集会所	524.19m ²	南三陸町	

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

土地利用計画図(西工区)



緑地等 A=914.40m²

緑地等 A=2,936.91m²

西地区-西工区	
土地利用	面積(m ²)
区域面積	24,340.98
道路	3,418.60
住宅(防集)	7,911.70
緑地等	4,292.19
造成法面等	4,771.30
公益的施設	-
集会所用地	524.19
集合住宅	3,423.00
調整池	-
河川	-
防火水槽	-

地区名	南三陸町志津川西地区	平成 25 年度
工事名	土地利用計画図(西工区)	
図面名称	土地利計画図(西工区)	縮尺 1/1000
	原画サイズ A3	図面番号 3
平成25年11月		
局長	主任	設計
副局長	課長	監理
技師	技士	技士
技士	技士	技士

